Information Board 情報掲示板

陸上自衛隊高等工科学校生徒採用試験のお知らせ

◆募集種目
　陸上自衛隊高等工科学校生徒
◆身　　分
　特別職国家公務員（生徒）
※自衛官ではありません。
◆応募資格
　15 歳以上 17 歳未満
◆待　　遇
〇手　　当　生徒手当　94,900 円
〇期末手当　年 2 回（6 月、12 月）
〇休日休暇　週休 2 日、祝日、年末年始休暇など
◆受付期間
　11 月 1 日～平成 26 年 1 月 10 日
◆試 験 日　平成 26 年 1 月 18 日
◆試験会場　遠軽町福祉センター
◆入校時期　平成 26 年 4 月上旬

【お問い合わせ】
自衛隊旭川地方協力本部
遠軽地域事務所
Tel　0158・42・6616
役場町民課住民活動係　Tel　2・1213

町職員分掌異動

10 月 10 日付けで下記のとおり分掌異動がありましたので、お知らせします。

◆町長部局
〇佐呂間町会計管理者
　主事　湯浅茂夫（総務課長兼若佐支所長兼浜佐呂間出張所長）
〇総務課長兼若佐支所長兼浜佐呂間出張所長
　主事　仲川倫則（議会事務局長）

◆議会事務局
〇議会事務局長
　主事　桜井政彦（佐呂間町会計管理者）

※〇は異動・辞令、（）内は前職。

災害情報案内ダイヤル
～災害情報を提供します～

消防車がサイレンを鳴らして家の近くを通ったときなど、「家の近くで何かあったかな？」と思ったことはありませんか？そんなとき、災害情報ダイヤルにご連絡ください。そのとき起きている災害の情報（〇〇で火災がおきています。など）を聞くことができます。情報は、災害状況等自動案内装置の自動音声でお伝えします。
◆災害情報案内ダイヤル
Tel　0158・49・2131

多重債務・金融一般無料出張相談会を実施！

北海道財務局では、借金返済の悩みを抱えている方からの相談を受付け、専門の相談員が無料であなたにあった解決方法を提案しています。
　また、預金、融資、保険、貸金、投資商品など金融商品・サービスに関するご質問、相談も受付けています。無料相談会の日程は下記のとおりです。
「多重債務･金融一般無料出張相談会」
■日時　11 月 22 日　9 時～ 17 時
　（相談受付 16 時まで）
■会場　北見地方合同庁舎
　　北見市青葉町 6 番 8 号
※秘密は厳守されます。
☆常設相談窓口
多重債務者相談窓口
Tel　011・807・5144
金融ほっとライン
Tel　011・807・5145
【お問い合わせ】
北海道財務局相談員直通
Tel　011・807・5144

「認知症サポーター養成講座」のお知らせ
～認知症のことについて理解しませんか～

☆認知症は誰にでも、自分や家族にも起こりえる身近な病気です。
☆認知症は長年にわたり介護が必要になる病気で、家族だけで面倒をみることが難しい病気です。

　町では地域の中での理解者を増やして、見守り体制を整えていきたいと考えています。5 ～ 6 人以上の集まりであれば、出向いて認知症サポーター養成講座を実施しますので、お問い合わせください。

◆養成講座の概要について
〇認知症サポーターとは…
　認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る、身近な理解者です。何か特別なことをするのではなく、困っている人を見かけた時に声をかけるなど、ちょっとしたお手伝いができる応援者です。
〇講師は、認知症キャラバン・メイトという、講座を開催するための研修を受けた者が担当します。

☆主な内容
〇認知症の基本的な知識
　早めに医療機関にかかることが大切（早期発見の目安）
〇介護している家族の気持ちの理解
　介護者の孤立を未然に防ぐ（周囲の協力や介護サービスの活用）
〇認知症の人と接するときの心構えやポイント
　本人の気持ちに寄り添う（驚かせない･急がせない･自尊心を傷つけない）

【お問い合わせ・申込】
キャラバン・メイト事務局
佐呂間町地域包括支援センター
（役場内）Tel　2・1212

国民年金こんな時には届出を !!

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をされなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。
☆ **20 歳になったとき**
　（厚生年金や共済年金加入者を除く）
⇒第 1 号被保険者となります。
〇持参するもの　・印鑑
※年金機構から手続の案内が来た方はご持参ください。
☆**退職したとき**
　（厚生年金や共済年金加入者の場合）
⇒第 2 号被保険者から第 1 号被保険者になります。（第 3 号被保険者に該当する場合を除く。）
〇持参するもの　・印鑑　　・年金手帳
☆**配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき又は扶養から外れたとき**
⇒第 3 号被保険者から第 1 号被保険者になります。
〇持参するもの　・印鑑　　・年金手帳
◆第 1 号被保険者とは…
　自営業の方や学生、無職の方など。国民年金に加入し、保険料を納める方。
◆第 2 号被保険者とは…
　会社員や公務員など。厚生年金や共済年金に加入し、保険料は給料やボーナスなどから天引きされます。
◆第 3 号被保険者とは…
　会社員や公務員に扶養されている配偶者。保険料を納める必要はありません。
【届出提出先・お問い合わせ】
役場町民課戸籍年金係　Tel　2・1213

ご利用ください AED ！無料で貸出！

佐呂間町自治会連合会では、財団法人自治総合センターの助成を受けて、AED（自動体外式除細動器）を購入しました。AED は救急処置に有効な誰でも使用が可能な道具です。AED は機械が自動で電気ショックの必要性があるか判断し、音声などで操作を促すので簡単に利用できます。AED によって救われている命があります。佐呂間町各自治会、地域でのイベントやお祭りなどの際、無料で貸出しますので、もしもの時の準備としてぜひご利用ください。

【お問い合わせ】
佐呂間町自治会連合会事務局
（役場内町民課住民活動係）
Tel　2・1213

町議会議員選挙における選挙運動費用の収支について

平成 25 年 9 月 15 日に執行された、佐呂間町議会議員選挙における選挙活動費用の収支状況は下記のとおりです。
◆支出制限額（法定費用）　1,436,900 円
■立候補者（届出順）
〇三田真美　収入　85,700 円　支出　85,700 円
〇小松正義　収入 183,860 円　支出 183,860 円
〇土田　剛　収入 180,707 円　支出 180,707 円
〇但木早苗　収入 216,200 円　支出　76,538 円
〇吉野正剛　収入 467,124 円　支出 467,124 円
〇加賀屋修　収入 185,263 円　支出 185,263 円
〇佐藤昭男　収入 156,822 円　支出 156,822 円
〇本見研介　収入 144,789 円　支出 144,789 円
〇船木　司　収入 227,326 円　支出 227,326 円
〇安田一彦　収入 204,790 円　支出 204,790 円
以上、公職選挙法第 192 条の規定により公表します。
[佐呂間町選挙管理委員会]

必ずチェック！北海道最低賃金！

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時・パートタイマー・アルバイトなどを含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が下記のとおり改定されました。

最 低 賃 金 額　７３４円
効力発生年月日　平成 25 年 10 月 18 日

〇最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
〇最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
〇特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」など）で働く方には北海道の産業別最低賃金が適用されます。
[厚生労働省北海道労働局労働基準監督署（支署）]

TVh（テレビ北海道）本放送開始！

11 月 1 日から TV h の本放送が始まります。視聴については 7 チャンネルで視聴できますが、テレビの機種によっては、チャンネル設定が必要な場合がありますので、テレビ説明書などでご確認ください。
【お問い合わせ】役場企画財政課企画係　Tel 2・1214

津波災害時の消防団員・安全マニュアル運用開始！

東日本大震災において、地域住民の生命や安全を守るため、危険をかえりみず献身的な活動中に多くの消防団が亡くなられました。

総務省消防庁では、大規模災害時に消防団員が安全に活動するためのルール策定指導が行われ、この度、遠軽地区広域組合の構成町消防団での「安全管理マニュアル」を作成し運用することになりました。

マニュアルでは、特に「特別警報」などが発せられるような巨大地震で津波が短時間で到達するような場合、消防団員も地域住民同様に直ちに避難を優先し、「逃げる」ことの大切さを身をもって示し、自らが「率先避難団員」として住民と一緒に避難行動をとり、警報解除後に消防団活動を開始する体制としました。

地域住民の皆さんもこのルールについてご理解いただき、地震などで「警報」が発表された場合は、直ちに避難をお願いします。

また、各地域の避難場所はハザードマップなどで普段から確認し災害に備えておきましょう。

11 月は「児童虐待防止推進月間」！

●児童虐待とは…

親又は親に代わり現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達をそこなう行為をいいます。子どもの心やからだに大きな傷を残すばかりではなく、発見が遅れるとかけがえのない命を奪うことにもなります。

●しつけとの違いは？

たとえ親などがしつけと思っていても、虐待かどうかは、その行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。

●虐待してしまう家庭を追い詰めないでください

子どもへの虐待については、虐待をしてしまう養育者の側にも、子育ての不安や様々な事情があり、家族全体が多面的な悩みを抱え援助を必要としています。周囲から養育者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題が悪化することがあります。

●虐待に気づいたら連絡を！

「不自然な傷が多い」「叩く音や叫び声が聞こえる」「衣服や体がいつも極端に汚れている」など

※相談や通告した人が誰か特定されてしまうようなことはありあません。

☆役場保健福祉課社会福祉係　Tel　2・1212
☆北海道北見児童相談所　Tel　0157・24・3498
☆児童相談所全国共通ダイヤル　Tel　0570・064・000

個人事業税・第 2 期の納期限は、〝12 月 2 日〟です

個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。事業の所得から各種控除額を差し引いたものに下記の税率をかけて算出します。

◆第一種事業
物品販売、不動産貸付業、飲食店業など⇒ 5%
◆第二種事業
畜産業、水産業など⇒ 4%
◆第三種事業
〇医業、理・美容業、クリーニング業など⇒ 5%
〇あん摩・はり・きゅう業など⇒ 3%

北見道税事務所から送付する納税通知書で、第 1 期（9 月 2 日期限）と第 2 期（12 月 2 日期限）の 2 回に分けて納めていただきます。それぞれの納期限までに納税してください。

※年税額が 1 万円以下の場合は、第 1 期に全額を納めていただきます。

納税通知書は 8 月 12 日に第 1 期分と第 2 期分を合わせて送付していますが、第 2 期分を紛失された場合は、北見道税事務所課税課事業税間税係へお問い合わせください。道税の納税には、手続が簡単で便利な口座振替もご利用できます。

【お問い合わせ】
オホーツク総合振興局北見道税事務所
☆課税に関すること
課税課事業税間税係　Tel　0157・25・8681
☆納税に関すること
納税課納税係（第一・第二）係　Tel　0157・25・8686

青色申告・記帳開始・年末調整の説明会が開催されます！

下記の日程で、税務署主催の各説明会が開催されます。

◆平成 25 年分　青色申告決算説明会
青色申告を行う事業者・不動産所得者の方が対象。
〇日時　12 月 4 日　10 時 30 分～ 12 時
〇場所　佐呂間町コミュニティセンター

◆記帳開始説明会
平成 26 年 1 月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されたことに伴い、新たに記帳を行う方や記帳方法がわからない方が対象。
〇日時　11 月 19 日・11 月 25 日
両日とも① 10 時～ 12 時　② 14 時～ 16 時
〇場所　北見経済センター

◆平成 25 年分　年末調整等説明会
源泉徴収義務者の方が対象
〇日時　11 月 15 日　14 時～ 16 時
〇場所　佐呂間コミュニティセンター

【お問い合わせ】
北見税務署　Tel　0157・23・7151（案内番号 2）

ふれあいバスのルート変更について

ふれあいバススクール 3 号（大成・共立線：オレンジ色）は 4 月から上下線ともに朝日 11 線と朝日 33 号線を経由し、運行していましたが、冬期間（11 月～ 4 月）は積雪などにより道幅が狭くなり、運行や乗降に危険があることから、道道（太正寺前）を直進するルートに変更しますので、ご利用の際にはご注意ください。

※夏期間（5 月～ 10 月）は朝日 11 線、33 号線経由での運行となります。
※その他の町内路線でのルート変更はありません。

【お問い合わせ】
役場町民課バス運行係
Tel　2・1213
バスターミナル　Tel　2・3553

人権週間「特設なんでも相談所」開設！

◆日時　12 月 5 日　13 時～ 16 時
◆場所　佐呂間コミセン 1 階会議室
◆相談内容
学校・職場でのいじめ、パワハラ、配偶者や家族からの暴力、インターネットでの嫌がらせなどの人権問題から、離婚や成年後見などの様々な悩みや困りごとの相談。

※相談料は無料。相談の秘密は堅く守られます。

☆佐呂間の人権擁護委員
〇内藤　学峰　氏
〇桐山三津代　氏
〇浅田　清　氏

※相談には上記の人権擁護委員の方が対応しますが、業務の都合などにより、全ての擁護委員がそろわない場合もあります。

家屋に異動があった時には届出を！

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される町の税金です。家屋（住宅・倉庫などの建物）に異動（新築・売買・贈与・相続・取り壊しなど）があっても届出がなければ、固定資産課税台帳を更新することができず、そのまま元の所有者に課税されたり、課税が漏れたりと誤課税の原因となります。

家屋に異動があった場合は、お早めに企画財政課資産税係まで届出をお願いします。

◆住宅が建っている土地（宅地）は、固定資産税の減税措置が適用されています。住宅を取り壊すと減税措置が無くなり、固定資産税が前年度より上がる場合があります。

【お問い合わせ】
役場企画財政課資産税係
Tel　2・1214

やめて！ごみの違法焼却！

役場町民課生活環境係 Tel　2・1213

家庭や事業所などにおけるごみの焼却（野外や簡易焼却炉での焼却）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部を除き禁止されています。また、法改正により罰則が大幅に引き上げられています。ごみの焼却は、ばいじん、煙、悪臭などが発生して、周辺に悪影響を与えるほか、有害なダイオキシン類の発生などにもつながります。近所迷惑となりますのでごみの焼却はやめましょう。

◆例外的に焼却できるもの
〇国、地方公共団体の施設管理のための焼却
〇災害予防、復旧など（凍霜害防止のためのワラの焼却、災害時の木くずなどの焼却など）
〇風俗習慣、宗教上の行事（どんど焼きなど）
〇農林水産業を営むためやむをえない場合（ワラなどの焼却、伐採した枝などの焼却など）

※廃タイヤ・プラスチックなど環境保全上支障を生じる焼却は例外とならない。

〇日常生活で行われる軽微なもの（焚火、キャンプファイヤーなど）

◆焼却炉で焼却する場合
焼却炉でごみを焼却する場合は、構造基準を満たした設備でなければなりません。
〇空気取入口、煙突先端部以外に焼却設備内と外気が接することなく 800°以上の状態で焼却できる。
〇燃焼に必要な空気を供給するファン、温度計、助燃装置を備えている。

など他の基準についても全て満たしている必要があります。また、焼却方法は煙突先端部から燃焼ガス、火炎、黒煙が排出されない、灰などが飛散しないようにすることとなっています。

※ドラム缶、簡易焼却炉は基準を満たしていないため禁止対象です。

◆罰則：ごみ（廃棄物）の不法焼却禁止違反 [5 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金又はこれらの併料]

町営住宅空家状況

10 月 17 日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

＜公募期間のある町営住宅空家＞
■宮前団地
2 階建 3LDK　2 階 1 戸 24,500 円～
■寡婦住宅
1 階建 1DK　1 階 1 戸　6,000 円～
※公募期間終了のため空家状況については、お問い合わせください。

＜随時入居可能な町営住宅空家＞
■栄団地
2 階建 3LDK　1 階 1 戸 15,300 円～
2 階建 3LDK　2 階 1 戸 15,300 円～

上記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくは役場建設課管理係（Tel　2・1210）までお問い合わせください。

セーフティーロード☆サロマ
Traffic Safety
[交通安全]

冬の交通安全運動
11 月 14 日～ 11 月 23 日

11 月 14 日から冬の交通安全運動が始まります。これからの時期は、根雪になるまでのあいだ雪が降っては溶けてを繰り返し、路面状況は悪くなります。特に、峠などの山間部では、ブラックアイスバーンになるなど注意が必要です。遠出をするときは、早めに冬タイヤにはきかえ、時間に余裕をもって安全運転を心がけましょう。

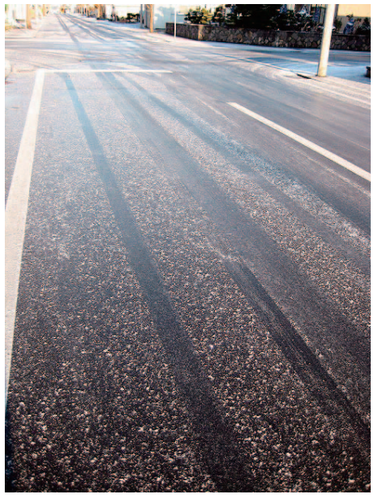

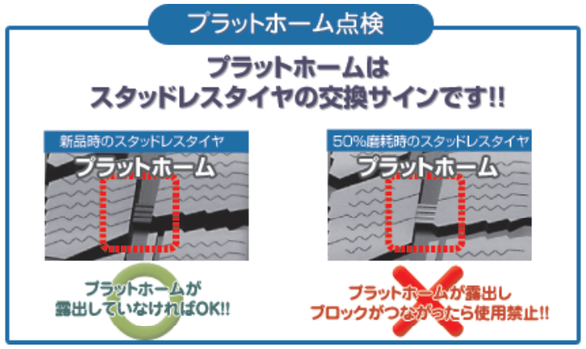

もし、プラットホームがわかりにくい場合は、タイヤの溝に100円玉を入れて見てください。1の数字が隠れていれば大丈夫。1の数字が見えた場合は摩耗していますので、早めに交換しましょう。

冬タイヤの買い替え時期を知っていますか？まだ2シーズン目だから大丈夫と思っていても、走行距離が長かったり、乗り方によってはタイヤが摩耗してしまいます。冬タイヤには、上の図のように〝プラットホーム〟と呼ばれる目安があります。このプラットホームが溝の中にあるうちは効き目が基本維持されています。買い替え時期はこのプラットホームが露出したときが目安です。しかし、年数が経過したタイヤはゴムが硬くなってしまい、摩耗していなくても効果はありません。冬タイヤにはきかえるときは、プラットホームと空気圧の点検、年数を参考にしてみてください。わからない場合はスタンドや整備工場など専門家に確認してもらいましょう。

デイライト運動実施中!!
昼間もライト点灯で事故減少の効果!!あなたも参加しませんか?デイライト運動!!

▼STOP ザ 交通事故
通学路
よく見て走ろう
ゆっくりと
佐呂間中学校1年
岡 本 啓

▼交通事故発生状況
（平成25年9月末現在）
発生 4件（＋2件）
死亡 1人（＋1人）
傷者 4人（＋2人）
（ ）内は前年比
発生件数は人身事故の件数

▼交通死亡事故ゼロ運動
90日（10／21現在）

ふれあいタクシー（高齢者福祉輸送）をご利用ください！

ふれあいタクシーは佐呂間市街地以外に居住する住民の方で、65 歳以上の高齢者の通院や日常生活を支援し、地域と佐呂間市街地の交通格差解消を図ることを目的に運行しています。

週 1 回、午前中 1 往復で前日までの予約により乗合で利用となります。通院、買物などにぜひご利用ください。

◆対象者　65 以上の表に示す利用対象区域に居住する住民の方。
☆**利用するには、利用登録証が必要になります。**
縦 3 ㎝×横 2.3 ㎝の顔写真（スナップ写真可）を持参し、下記の場所で手続きをお願いします。
〇手続場所　役場保健福祉課社会福祉係
若佐支所・浜佐呂間出張所

◆運行区間
自宅から佐呂間市街地の主要施設。（公共施設・病院・商店など）
〇運行日ごとの利用対象区域
月曜日：共立、大成、栄、啓生、川西、富丘
火曜日：栃木、中園、若佐、武士、朝日、西富の一部
水曜日：浪速、幌岩、浜佐呂間
木曜日：知来、仁倉、東の一部
金曜日：富武士、若里、北の一部
※西富・北・東の一部とはバスターミナルから最短距離が 2 ㎞以上の区域となります。

◆運行時間
［往路］　8：25　佐呂間ハイヤー出発
⇒各利用者宅に迎え
⇒佐呂間市街主要施設降車
「復路」　11：15　バスターミナルから乗車
佐呂間市街主要施設から乗車
⇒各利用者宅へ送り
※時刻はおおよその目安となります。利用される方の人数などにより、変更となることがありますので、予約・乗車の際に運転手にご確認ください。
〇乗車予約　佐呂間ハイヤー　Tel　2・3537
乗車前日の 17 時までに予約してください。

【お問い合わせ】
役場保健福祉課社会福祉係　Tel　2・1212

11 月の納付　忘れずに !!

☆固定資産税　第 4 期
☆国民健康保険税　第 5 期
☆介護保険料　第 5 期
☆後期高齢者保険料　第 5 期

【お問い合わせ】
◆国民健康保険税・固定資産税は
役場企画財政課町民税係・資産税係、徴収対策室
Tel　2・1214
◆介護保険料・後期高齢者保険料は
役場保健福祉課介護保険係・医療保険係
Tel　2・1212

訂正とお詫び

先月の広報サロマ10月号で、町の話題、敬老祝い記事の名前に誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。訂正してお詫びいたします。

誤　伊藤芳江さん
正　伊東芳江さん

人のうごき

9 月末人口
◆人　口　5,770 人　（－ 14）［内外国人　139 人］
◆　男　2,698 人　（－　7）［内外国人　8 人］
◆　女　3,072 人　（－　7）［内外国人　131 人］
◆世帯数　2,562 戸　（－　1）［内外国人世帯　120 戸］

ご寄附
ありがとうございます

■社会福祉協議会
▼香典返しを廃して
永代町　遠藤　民雄　さん
武　士　山田　芳子　さん
北　川瀧　和惠　さん
浜佐呂間　岩館　武　さん
知　来　田中　光　さん
宮前町　藤田　敏男　さん
川　西　山下　壽光　さん
東　中原　定一　さん
武　士　青木　静子　さん
■北老人クラブへ
北　川瀧　和惠　さん
■朝富自治会へ
宮前町　藤田　敏男　さん
■朝富自治会婦人部へ
宮前町　藤田　敏男　さん